

よこはま地産地消サポート店登録支援要綱

制 定 平成21年4月7日環創農振第843号（局長決裁）

最近改正 令和2年3月25日環創農振第1477号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、「横浜みどりアップ計画」に基づき、市内産農畜産物を活用している飲食店等を「よこはま地産地消サポート店」（以下「サポート店」という）として登録し、その情報をホームページ「横浜で地産地消情報サイト」（以下「ホームページ」という）や情報紙などで紹介することにより、市内産農畜産物の利用促進と地産地消の推進を目的とする。

（登録の対象となる飲食店等）

第2条 この要綱の対象となる飲食店等は、市内にある食品衛生法の飲食店営業等の必要な許可を受けている店舗で次の各号にあてはまるものとする。

- (1) 料理店、一般食堂、レストランなど食品を調理して利用客に飲食させる店舗
- (2) 仕出し屋、惣菜屋、弁当屋
- (3) 農産加工業者

（登録の手続）

第3条 登録を受けようとする飲食店等は、サポート店登録（変更）申請書（第1号様式）及び推薦者によるサポート店登録推薦書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、審査を行い、第4条に適合すると認めるときは、登録を決定し、サポート店登録証（第3号様式）により、申請者に交付するものとする。

3 サポート店は、申請の内容に変更があったときは、サポート店登録（変更）申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

（登録の要件）

第4条 登録を受けようとする飲食店等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 登録の対象となる飲食店等の所在地が横浜市内であること。
- (2) 横浜市の地産地消の推進に賛同すること。
- (3) 推薦者による推薦書の提出があること。
- (4) 市内産農畜産物を活用していること。
- (5) 市内産農畜産物を活用していることを店頭やメニューに表示していること。

（推薦者）

第5条 推薦者とは、サポート店の取組に賛同し、当該飲食店等に市内産農畜産物を販売、納入している生産者、出荷組合、農協、市場、仲卸業者をいう。

（サポート店の役割）

第6条 サポート店は、市内産農畜産物を積極的に活用し、市民にその魅力を紹介し、地産地消の推進に努めるために次の各号の取組を行う。

- (1) 横浜市が行う地産地消の取組に協力するものとする。
- (2) 地産地消に関する横浜市の調査等に協力するものとする。

（サポート店への支援）

第7条 市長は、登録店に対し次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 店舗・生産者・はまふうどコンシェルジュなどをつなぐネットワークを拡充し、市民の利用を促進するための研修や交流会を実施する。
- (2) サポート店の店名、所在地、連絡先、ホームページアドレス、市内産農畜産物の利用状況など地産地消の取組に関すること、推薦者の団体名及び代表者名をホームページに掲載して、市民に紹介する。
- (3) サポート店を地産地消の情報紙「はまふうどナビ」等に掲載する。
- (4) 横浜市が作成した地産地消を普及啓発するパンフレットやのぼり旗等のPR資材を提供する。
- (5) その他必要な支援を行う。

(登録期間)

第8条 登録の期間は、サポート店が市内産農畜産物を利用している間は有効とする。

(登録の取消)

第9条 サポート店が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、市長は登録を取り消すことができる。

- (1) サポート店から登録取消申請書（第4号様式）の提出があった場合
 - (2) 第4条の登録内容等に虚偽があった場合
 - (3) 閉店等によりサポート店の所在が不明で、店舗による登録取消申請書（第4号様式）の提出が困難な場合
 - (4) 法令違反等によりサポート店にふさわしくない行為を行ったと市長が認めた場合
- 2 市長は前項の規定により登録を取り消した場合は、当該サポート店にサポート店登録取消通知書（第5号様式）により通知するとともに、ホームページから情報を削除する。

(第三者による情報利用に関する責任)

第10条 第三者がホームページ掲載情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者とサポート店との間で解決するものとし、市長は一切の責任を負わないものとする。

(事務の担当)

第11条 登録及び本事業の支援に関する事務は環境創造局農業振興課において行う。

(附 則)

この要綱は、平成21年4月7日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

「横浜みどりアップ計画」

年 月 日

横浜市長

店舗名：
住所：
代表者氏名：

標記のとおり、当店を「横浜みどりアップ計画」に基づく、「よこはま地産地消サポート店」に登録申請します。

よこはま地産地消サポート店 登録（変更）申請書			
店舗名	いずれかに○をしてください。 飲食店、小売店、惣菜店、その他（具体的に _____）		
店舗住所	〒 _____		
電話番号	_____	FAX 番号	_____
URL	http:// _____		
営業時間	_____	定休日	_____
地産地消の 対する取組 等 (200文字 程度)	横浜市内産農畜産物の取扱について、当てはまるものに○をしてください。 <取扱時期> 通年 季節限定 (月 ~ 月) その他（具体的に： _____) <取り扱っているもの> 野菜 果物 畜産物 (牛肉・豚肉・卵・乳製品)		
	<自由記載> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____		
推薦者 氏名等	_____ 区 _____ 町	氏名： _____	
代表者氏名	役職 _____	氏名 _____	
担当者名	_____		

上記内容〔太枠内〕を横浜市地産地消情報サイト（HP）及び横浜市が他の広報印刷物に掲載し、PRすることに同意します。

第3号様式

「横浜みどりアップ計画」

よこはま地産地消サポート店登録証

様

年 月 日に「よこはま地産地消サポート店申請書」により申請のあった貴店は、よこはま地産地消サポート店登録支援要綱第4条の規定により適当であると認められたため、「よこはま地産地消サポート店」に登録します

登録番号

登録日

横浜市長



第4号様式

「横浜みどりアップ計画」

年 月 日

横浜市長

店舗名：

住所：

代表者氏名：

標記のとおり、当店について「横浜みどりアップ計画」に基づく、「よこはま地産地消サポート店」登録の取消しを申請します。

よこはま地産地消サポート店 取消申請書

店舗名			
店舗住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
URL	http://		
取消し理由	あてはまるものに○をしてください。 1 市内産農畜産物の利用をとりやめた 2 その他 (_____)		

第5号様式

「横浜みどりアップ計画」

年 月 日

様

横浜市長

よこはま地産地消サポート店登録取消通知書

「横浜みどりアップ計画」に基づく、貴店の「よこはま地産地消サポート店」登録を取り消しましたので通知します。

(取消理由)

- 1 年 月 日付登録取消申請による。
- 2 登録内容等に虚偽があったため。
- 3 店舗の所在が不明で、登録取消申請書の提出が困難なため。
- 4 法令違反等サポート店にふさわしくない行為を行ったと認められるため。